裁判へのご支援・ご協力を!
2017年03月09日　124号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の第１０回口頭弁論での、高橋由記さん（６３才・小樽市）の陳述です。

私は札大女子短期学部を卒業後、家業の酒店の手伝いと家事をしていました。２６歳の時（昭和５５年）に結婚しましたが、結婚後も今までと変わらず、昭和６０年ころまでは家業の酒屋の手伝いをしてきました。その後、平成になってからはパート勤務でした。

平成１２年４月２８日に夫と離婚しました。離婚の原因は、夫の浮気でした。平成１４年ころ、兄のすすめもあって実家に戻り、酒屋の手伝いをしていました。

実家では姉親子と同居していましたが、日々言葉の暴力を受け、缶コーヒーなどを投げつけられたこともあります。無理をした生活がたたったのか体調も悪くなり、堪胆嚢の摘出手術、２度の膝の手術、ヘルニアの悪化による入院など色々な病気が重なりました。地獄のような生活でした。
そのため今までのように働けなくなったことが原因で、一緒に家業についていた姉と姪に不満が生じて不和となり、二人から精神的だけではなく暴力的なダメージまで受けるようになりました。ことの深刻さを知った私の知人から生活と健康を守る会を紹介され、その人のすすめもうけ、平成２１年４月実家を出て若竹町のアパートに転居し、生活保護を受けて生活するようになりました。

転居したアパートは木造のバラックのアパートで、冬はいつも水道が凍結する寒さでした。都市ガスでしたが、ガステーブルを買うことも拒否され、カセットコンロで炊事をしていました。お風呂もなく近くに銭湯もないので、片道１時間ほどかけて坂の下にあるマイカルのスポーツジムのお風呂に行っていました。タクシーでは片道７００円もかかるためで、体調が悪いときは、お湯を沸かして頭を洗い、体を清拭して病院に行きました。
それまでと比べるととても考えられないような生活でした。

平成２５年４月、今の市営住宅に入居できました。やっとまともな生活が出来ると思ったのですが、数回の入院とこの２年間で４回の手術での入院でテンポがくるってしまいました。生活扶助費が入院日用品費に下がったためです。光熱費は最低でもかかってくるし、入居時に必要だったストーブのローン等、入院していてもかかります。入院中も退院後の事を考えると生活していけるのかと不安になるのが生活保護です。

これで最低生活保障と言えるのでしょうか。

今、私は何とかやっと歩けていますが、バス停１区間がやっとです。私は白内障、緑内障、逆流性胃炎、低血圧、両膝変形性膝関節症、椎間板ヘルニアの病気があり、月４回通院しなければならず、介護タクシーでの通院になっています。保護費では通院時のタクシー料金しか出ませんので、買い物はヘルパーさん頼みです。

テレビも地デジではなく、支給されたチュウナーで見ています。外出しようにもタクシーなので控えるしかありません。通院とたまーの買い物以外、ほぼ家にこもってしまいます。

４年前までは何とかバスにも乗れたため、友達に会う事も出来たし、市のハングル講習にも週１回ですが、行くこともできました。生活保護が人の生活の必要なことに対応するようになっていないから、私の場合は交通費など余分にかかる経費のため、本当に節約を迫られています。

食費を浮かせる努力は、日々行っていますが、それも限界で、交通費も出すことが出来なくなってしまいました。以前はハングル語の無料講座の講習会に行けましたが、今はバスに乗れないため、やめました。そんなこともできなくなってしまっています。

この実態を裁判で訴え、人としての尊厳をもって生きられる人間らしい生活とは何かを、訴えていきたいと思っています。

原告のみなさんと一緒に闘う決意です。